

令和7年度 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について

兵庫県中学校体育連盟

令和6年12月2日

1 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

(1) 参加資格

- ①生徒の在籍校に希望する競技種目の部活動がなく、地域クラブ活動に所属している中学生
- ②学校部活動から地域クラブ活動へ移行した団体に所属する中学生

学校部活動から地域クラブ活動へ移行した団体

- ①自治体主体で地域クラブ活動へ移行を進めるために発足した団体
- ②地域移行実証事業の実施市町等において、実践研究を実施している団体

※ 新3年生で令和6年度までに認定されていた生徒は、引き続き同じ地域クラブ活動からの出場を認める。

- (2) 兵庫県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し尊重していること。
- (3) 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- (4) 兵庫県内の中学校に在籍している生徒であること。
- (5) 地域クラブ活動にあっては、指導者資格を有する20歳以上の指導者のもと、兵庫県内で日常継続的に適切な指導が行われていること。(指導者資格については、各競技部細則を遵守すること)
- (6) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (7) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは(公財)兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録していること。かつ同じ内容で、兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に、兵庫県中学校体育連盟に申請し、認定されていること。新中学2・3年生は令和7年2月末日まで、新中学1年生は同年5月末日までを申請期間とする。なお申請後、地域クラブ活動に移籍(入団)した選手は当該年度における大会の出場は認めない。(ただし、学校部活動から地域クラブ活動へ移行した団体への移籍(入団)はこの限りでない。)
- (8) 同一人が複数チームの引率者・監督・コーチとなることはできない。学校の教員が地域クラブ活動の引率・監督・コーチとして参加できるのは、学校部活動から地域クラブ活動へ移行した団体のみとし、かつ兼職・兼業が認められた者とする。(部活動指導員もこれに準ずる)
- (9) 競技部ごとに定められた細則に合致していること。
- (10) 地域クラブ活動から出場する旨を当該学校長へ申し出ていること。

2 兵庫県中学校体育連盟主催大会に参加する場合の留意事項

- (1) 大会に出場するすべてのチームは大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (2) 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、必ず申請書に記載の指導者が生徒を引率・監督すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めは適用外とする。
- (3) 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (4) 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとし、複数チームの参加はできない。

3 その他

- 申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を剥奪する。大会参加後に発覚した場合は、大会記録についても同様の措置とする。
- 学校部活動から地域クラブ活動へ移行した団体については、参加認定の申請を随時受け付けることとする。
- 前年度までに参加認定を受けた団体も毎年申請を行い、承認を得る必要がある。
- 令和8年度以降の参加資格の特例については、兵庫県内各市町における中学校部活動の地域移行進捗状況等を踏まえ、策定することとする。

※1 この特例は、令和7年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。